

## 伏見区深草地域自主防災会ブロック会防災対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伏見区深草地域（伏見区役所深草支所が所管する区域内をいう。以下「深草地域」という。）の住民が地域の各種団体及び京都市をはじめとする公的機関と密接に連携し、地域の防災対策の円滑な推進を図ることを目的として実施する伏見区深草地域自主防災会ブロック会防災対策推進事業（以下「推進事業」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体が実施する推進事業及び推進事業の実施に必要な資機材の購入に対して交付する。

- (1) 深草地域であって、隣接する複数の学区の自主防災会を中心に構成されたブロック会として、現に活動している団体
- (2) 推進事業を継続的に実施できると伏見区長（以下「区長」という。）が認定した団体

2 前項に定める推進事業であっても、営利、宗教、政治を目的とした活動を併せて行う場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、推進事業を実施するために必要と認められる費用で、毎年度推進事業に関する予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、交付の対象外とする。

- (1) 事務所等の備品及び維持経費
- (2) 研修会等への参加に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (4) 団体の構成員による会合等の飲食費
- (5) その他区長が適当でないと認める費用

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、区長が指定する期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業補助金収支予算書（第2号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、前条に規定する区長が指定する期間の終了後、30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 区長は、交付を決定したときは、事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該団体に通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助金事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る区長の承認の申請は、事業計画変更・中止承認申請書(第5号様式)により、行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、相当と認めるときは、これを承認し、その旨を交付決定団体に事業計画変更・中止承認通知書(第6号様式)により通知する。また、承認しないときは、その旨を交付決定団体に事業計画変更・中止不承認通知書(第7号様式)により通知する。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 事業実績報告書(第8号様式)

(2) 事業補助金収支決算書(第9号様式)

(3) 領収書の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、相当と認めるときは、事業補助金交付額決定通知書(第10号様式)により通知し、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第9条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、事業補助金概算払請求書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。